

令和5年第1回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月26日(木)午後2時～
2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室
3. 出席委員

1番 藤本 尚人	11番 櫻間 芳幸
2番 谷 富廣	12番 都築 吉弘
3番 大久保 孝雄	13番 田中 耕治
4番 原田 政憲	14番 藤原 和夫
6番 蔭山 勝利	15番 長浦 勝幸
7番 河野 弘彦	16番 安達 英雄
8番 尾方 隆子	17番 藤岡 由信
10番 小田 一夫	18番 松家 安信
	19番 村上 一好

4. 欠席委員

5番 藤原 昌樹	9番 河野 耕八郎
----------	-----------

5. 事務局

局長 中津 圭二	
事務主任 大久保 政博	
事務主任 小島 靖彦	

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第3号 令和4年度第10期農用地利用集積計画について(諮問)

7. 会議の概要

	開会 午後2時00分
事務局長	<p>それでは、ただ今より、令和5年第1回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日、欠席する旨の届出のありました委員は、5番・藤原委員さん、9番・河野委員さん2名です。只今の出席委員は、17名であり、定足数に達しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、はじめに、長浦会長から、ご挨拶をいただきたいと思います。</p>
会長	【会長挨拶】
事務局長	<p>ありがとうございました。議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が、総会の議長として議事を整理していただきますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>それでは早速でございますが、会議を始めさせていただきます。着座での進行とさせていただきます。日程第1 議事録署名委員の指名についてでございますが、いつもの例により、議長の指名でよろしいでしょうか。</p>
一同	(異議なしの声)
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、3番・大久保委員、4番・原田委員のお二人にお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に、日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。</p>
	(事務局長 挙手)
議長	事務局長どうぞ。
事務局長	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。今回、第3条申請は、5案件ございますが、申請に係る法定の添付書類は整っております。</p> <p>番号1です。</p> <p>申請地は、美馬町字宮前●●。美馬町字中須●●ほか1筆。地目は、全て、田。面積は、合わせて、4, 145㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。</p> <p>耕作面積は、0㎡で現在農地を所有しておりません。通作距離は、13kmであり、稼働人員は、2人となっています。この農地は、売買契約による譲り受けとなっています。農地取得後は、すべての農地において、飼料米の栽培を行う計画としております。農機具の所有状況等は、議案書に記載のとおりです。申請農地のうち、美馬町字宮前●●の農地は、四国三郎の郷、北東へ●●に位置する農地です。また、美馬町字中須●●ほか1筆の農地は、</p>

旧郡里小学校の南東、約●●に位置する農地です。

次に、番号2です。

申請地は、美馬町字鵜飼口●●。地目は、田。面積は、1, 045㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。

耕作面積は、4, 698㎡、通作距離は、1kmとなり、稼働人員は、3人となっています。この農地は、売買契約による譲り受けとなっています。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりであり、自治会所有のものを使用します。申請地は、旧郡里小学校の南東●●に位置する農地です。

次に、番号3です。

申請地は、脇町野村字庚申西北●●ほか2筆。地目はすべて、田。面積は、合わせて、1, 743㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。

耕作面積は、1, 588㎡、通作距離は、100mとなり、申請地の稼働人員は、2人となっています。この農地は、売買契約による譲り受けとなっています。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬警察署脇町野村駐在所の北西、●●mに位置する農地です。

2ページをお願いします。

次に、番号4です。

申請地は、脇町野村字若宮●●、野村字庚申東北●●ほか3筆、野村字大道北●●。地目等の詳細は記載のとおりです。面積は、合わせて、2, 184.28㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。

耕作面積は、38, 361㎡、通作距離は、2kmで、申請地の稼働人員は、2人となっていますが、繁忙期においては、8人の臨時雇用を行なうこととしております。この農地は●●が農地所有適格法人として、売買契約により農地を譲り受けるものです。なお、譲受人は、農地所有適格法人としての資格要件を満たしております。

農地取得後は、季節野菜や水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬警察署脇町野村駐在所の周囲、●●mに位置する農地です。

次に、番号5です。

申請地は、脇町字小星●●。地目は、田。面積は、876㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。

耕作面積は、4, 581㎡、譲受人の自宅に隣接する農地で、稼働人員は、2人となっています。この農地は、売買契約による譲り受けとなっています。

	<p>農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、小星ベースの北西、●●に位置する農地です。</p> <p>以上で、農地法第3条の規定による許可申請について、5案件の概要説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。</p> <p>番号1の美馬町字宮前の農地については、1番・藤本委員さん、お願いします</p>
1番 藤本 尚人 委員	<p>1番・藤本です。私の方からは番号1の宮前分を報告させていただきます。22日の日曜日に現地確認して参りました。・・・・・・・・</p> <p>審査保留検討案件としていただきたいと考えておりますけれども、審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。番号1の美馬町字中須分と番号2は、13番・田中委員さんお願いします。</p>
13番 田中 耕治 委員	<p>13番・田中です。番号1に関しましては、・・・・・・・・</p> <p>審議のほどよろしく願います。</p> <p>番号2につきましては、申請地は麦が既に植わっておりますが、別に問題ないかと思ます。審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。番号3と番号4は6番・蔭山委員さんお願いします。</p>
6番 蔭山 勝利 委員	<p>6番・蔭山です。1月22日に現地確認して参りました。番号3につきましては、譲受人は申請地の近隣に居住しており、以前より熱心に耕作されていたので、なんら問題ないかと思ます。</p> <p>番号4は、譲受人は●●ということで農地利用を拡大されておりますので、問題ないかと思ます。よろしく願います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。番号5は、3番・大久保委員さん、お願いします。</p>
3番 大久保 孝 雄委員	<p>3番・大久保です。21日に現地確認して参りました。事務局の説明通り、なんら問題ないかと思ますので、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ご報告、ありがとうございました。</p> <p>これから、討議に移らせて頂きたいと思ます。何か、ご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。7番・河野委員さん。</p>
7番 河野 弘彦	<p>7番・河野です。番号1ですが、・・・・・・・・</p>

委員	
議長	<p>第1号議案の番号1について、・・・・・・・・</p> <p>今後の農地利用について、もう少し詳細内容をお聞きしたうえで、判断をすべきとのご意見がございましたので、申請人に改めてお話をお聞きした後、次回総会にお諮りしたいと考えます。番号1については、「審議保留」という形でよろしいでしょうか。</p>
一同	(異議なしの声)
議長	<p>第1号議案の番号1について、「審議保留」といたします。次に、番号2から番号5までの4案件につきまして、なにかご意見、ご質疑ございますか。</p>
	(何もなし)
議長	<p>ないようです。</p> <p>お諮りいたします。番号2から番号5までの4件の許可申請案件について、「許可する」ことに、ご異議、ございませんか。</p>
一同	(異議なしの声)
議長	<p>異議が、無いようです。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による番号2から番号5までの4件の許可申請案件については、「許可する」といたします。</p>
議長	<p>次に、日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定における許可申請について、事務局からの説明を求めます。</p>
	(事務局長 挙手)
議長	事務局長どうぞ。
事務局長	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、5案件の説明をさせていただきます。議案書の3ページをお願いいたします。これらの5条申請については、法定の添付書類は、整っております。</p> <p>番号1です。</p> <p>転用場所は、美馬町字西高畑●●。地目は、すべて、田。面積は、合わせて、3, 452㎡であります。譲渡人は、●●であります。譲受人は、●●であります。</p> <p>社会福祉施設の建築及び駐車場・駐輪場の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画としましては、表土をすきとり、山土にて、盛土を行ないます。周囲には、コンクリート擁壁を設置します。施設は鉄骨造平屋建、建築面積408㎡であります。取水は、市営上水道を利用し、汚水は、合併処理浄化槽により処理した後、市が管理する法定外公共財産、青線の復元・復旧工事を行ったうえで、当該水路へ放流します。なお、市監理課からは、同意を得ております。申請地は、美馬町市民サービスセンターの西、約</p>

●●に位置する農振農用地指定のない農地、白地となっております。また、公共投資の対象となった、第1種農地であります。農地法施行令第4条第1項第2号の規定により「公益性が高いと認められる事業」であることから、当申請は、不許可の例外と判断をされます。

次に、番号2です。

こちらの申請は、昨年、10月総会で競売に係る買受適格証明願が提出され「許可相当とする」とした意見書を県へ送付した案件であり、証明書発行後、譲受人が落札したことによる転用申請です。

転用場所は、美馬町字天神●●。地目は、すべて、田。面積は、合わせて、3,225㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。

建売分譲住宅の建築及び進入路設置に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画としましては、表土をすきとり、良質土にて、約20cmから80cmの盛土を行ないます。周囲には、コンクリート擁壁を設置します。居宅は木造2階建、建築面積52.99㎡を4棟、また、木造2階建、建築面積58.79㎡を4棟、計8棟を建築します。取水は、市営上水道を利用し、汚水は、分譲地内に新設される進入路内において、農業用集落排水の下水管を埋設するとの市担当部局との協議が整っており、当該下水管に接続します。また、雨水については、各分譲区画地に集水桝を設置し集め、進入路内の新設道路側溝へ放流します。申請地は、旧喜来小学校の北、●●に位置する農地であります。農地区分は、水道管・下水道管が埋設されている道路の沿道区域であって、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設・医療施設が存在することから、第3種農地と判断をされます。

4ページをお願いします。

次に、番号3です。

転用場所は、美馬町字宗重●●。地目は、畑。面積は、734㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。

居宅の建築に伴う、親子間の使用貸借による転用申請です。造成計画としましては、表土をすき取り、良質土で埋戻し、現状地盤のまま整地します。周囲は、既存擁壁が設置されております。居宅は、木造平屋建、建築面積116.76㎡であります。取水は市営上水道を利用し、汚水は、合併処理浄化槽により処理したのち、申請地の西側に隣接する市道側溝へ排水します。雨水も同様とします。なお、申請地の一部において、譲渡人、●●が所有する隣接宅地を跨ぐかたちで、既に、物置が設置されております。また、物置に隣接し、一部が、ゴルフの練習場として違反転用されております。今回の申請に際し、申請者より始末書が提出されております。申請地は、美馬郵便局の北東、●●に位置する農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第

	<p>2種農地と判断をされます。</p> <p>5ページをお願いします。</p> <p>次に、番号4です。</p> <p>転用場所は、脇町字井口●●。地目は、田。面積は、949㎡であります。</p> <p>譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。</p> <p>フィット法による低圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。計画としまして、現状のまま整地のみを行ないます。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年2回以上の草刈りを行なうこととしております。申請地は、岩倉中学校の●●に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>次に、番号5です。</p> <p>転用場所は、脇町字西赤谷●●。地目等の詳細は、議案書記載のとおりです。面積は、合わせて、2,304㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。</p> <p>申請者は、●●の事業拡大等により、従業員の駐車場が不足していることから、駐車場を整備するため、所有権移転による転用申請を行うものです。造成計画としましては、表土を20cmすきとり、切り盛りを行い、上層路盤15cm、アスファルト舗装5cmの施工を行います。申請地は工場に隣接する農地で、農業振興地域指定地内の農地ですが、農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。なお、当該案件は美馬市土地利用指導要綱に基づく開発許可案件にも該当し、市監理課に開発申請書が提出されております。</p> <p>以上で、農地法第5条の規定による許可申請について、5案件の概要説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。</p> <p>番号1は、5番・藤原委員さんですが欠席のため、事務局に報告を求めます。</p>
事務局長	<p>5番・藤原委員さんより、現地確認を行いました。問題があることはございませんでしたとのご報告をいただいております。以上でございます。</p>
議長	<p>番号2は、12番・都築委員さんをお願いします。</p>
12番 都築 吉弘 委員	<p>12番・都築です。22日に現地確認して参りました。申請地は、休耕地となっておりますので、別に問題ないかと思っております。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。番号3は、13番・田中委員さんをお願いします。</p>
13番	<p>13番・田中です。25日に現地を確認して参りました。別に問題ありま</p>

田中 耕治 委員	せんで、審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。番号4は、19番・村上委員さんお願いします。
19番 村上 一好 委員	19番・村上です。日曜日に確認して参りました。現地はトラクターでひいてきれいに整地しておりました。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。番号5は、4番・原田委員さんお願いします。
4番 原田 政憲 委員	19日に現地確認した結果、何も問題ありませんでした。よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 これから、討議に移らせて頂きたいと思います。何か、ご意見、ご質疑は、ごさいませんでしょうか。
	(何もなし)
議長	ないようです。お諮りいたします。番号1から番号5の5案件の許可申請案件について「許可相当とする」ことに、ご異議は、ごさいませんか。
一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請5案件につきましては、「許可相当とする」ことと決定し、県へ意見書を送付いたします。
議長	次に、日程第4 議案第3号 令和4年度第10期美馬市農用地利用集積計画書について、でございます。このことにつきましては、農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地利用関係調整の結果、利用権認定等促進事業の実施が認められましたので、市長に要請するもので、これは諮問でございます。 お手元にお渡しをしております資料のとおり、 ・新規の利用権設定面積は、10,052㎡、 ・更新の利用権設定面積は、1,476㎡です。 ・利用権設定筆数は、15筆、 ・利用権を設定する件数、延べ9件、 ・利用権設定を受ける者・組織は、8件です。 以上の計画は、18条第3項の、各要件を満たしております。 ご意見ございますか。
	(何もなし)
議長	お諮りいたします。

	議案第3号 令和4年度第10期美馬市農用地利用集積計画書については、原案どおり決定することとして、よろしいか。
一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。このことについては、原案どおり決定し、市長へ答申することといたします。
議長	<p>以上で、本日の議案審議は、全て終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和5年 第1回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。次回の総会は、2月24日金曜日、午後2時からの開催予定です。</p> <p>大変お疲れ様でした。</p>

美馬市情報公開条例第7条第1項1号及び5号、6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。